平成２５年（フ）第１９１３号
大阪市平野区喜連東１丁目３番９―202号
債務者　築島宏敏こと　築嶋　宏敏
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１４号
大阪府東大阪市友井３丁目２番29号
債務者　植田　滿男
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２０号
大阪市平野区喜連東４丁目３番９―103号
債務者　北山リセールこと　ＫＩＴＡＹＡＭＡ　ＬＩＥＺＥＬ　Ｂ
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２１号
大阪市鶴見区放出東２丁目６番７号　ＹＯＵハイム放出202号室
債務者　野口　　保
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２２号
大阪市住之江区御崎６丁目15番24号　喜田マンション102
債務者　小松　義彦
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２９号
大阪市淀川区三津屋中３丁目11番14号　福二荘１―７号
債務者　下市　　優
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３２号
大阪府守口市本町１丁目５番８―815号、前住所大阪市城東区諏訪４丁目12番１号　30Ｄ
債務者　川嶋　範一
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３６号
大阪市鶴見区諸口２丁目12番21―1005号
債務者　藤川　勝久
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７号
青森県弘前市大字賀田２丁目10番地３　市営住宅Ｎ棟
債務者　滝吉　美香
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５５７号
千葉県松戸市殿平賀212―41―Ｂ―203
破産者　濱邊　忠文
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７７号
東京都新宿区新宿６丁目10番２号
破産者　株式会社プロシフト
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８号
東京都足立区足立４丁目18―２―103
破産者　福尾　奉昭
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８２号
東京都墨田区堤通２丁目７番21号
破産者　株式会社バンブーオルガン
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８３号
埼玉県三郷市栄１丁目38番地
破産者　株式会社ユーテック
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８６号
東京都昭島市武蔵野２丁目18番10号
破産者　有限会社北原工務店
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８７号
東京都昭島市武蔵野２丁目18―11
破産者　北原　克高
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０７号
東京都目黒区東山１丁目30番７号　パレ・ドール東山101
破産者　株式会社セレンディプト
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０８号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目17番８号
破産者　有限会社エクストラパワー
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９号
東京都渋谷区松濤２丁目21―４―１Ｆ
破産者　井藤　邦雄
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５４号
東京都世田谷区宇奈根３―12―34―201、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区上用賀６丁目26番７号
破産者　株式会社ゲンキハウス
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部